

保護者のみなさんへ

京都市立朱雀中学校  
校長 中川 潔**地震に対する非常措置についてのお知らせ**

本校においては、京都市域において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を行いますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

## 記

**1 登校前に発生した場合**

- (1) 京都市域に震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。
- ※ 学校所在の中京区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合の措置です。
  - ※ 下校後、深夜0時までには発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。
  - ※ 休業日、休業前日の下校後に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、ホームページにより、授業等を実施する旨を連絡します。
- (2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

**2 在校中に発生した場合**

直ちに臨時休業としたうえで、余震等の影響を踏まえ、下校の安全が確認できるまでは学校に留め置くこととします。帰宅については、保護者への引き渡し帰宅とします。

**3 家庭での啓発**

災害時、急に考えたり行動することは難しく、普段から備えておくことが重要です。大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るため「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、御家庭でも話し合いや確認をお願いします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。

**台風等に対する非常措置についてのお知らせ**

本校においては、台風により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（※大雨，暴風など6種類）」又は「暴風警報」が発表された場合及び学区に「避難勧告」もしくは「避難指示（緊急）」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ，ラジオ，インターネット等の情報に注意してください。

## 記

**1 特別警報について**

- (1) 登校前に発表された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
  - ・午前0時までに解除になった場合 5校時（12時55分）から始業（給食は中止）
  - ・午前0時現在，特別警報発表中の場合 臨時休業

**2 暴風警報について**

- (1) 登校前に発表された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
  - ・午前7時までに解除になった場合 平常授業
  - ・午前9時までに解除になった場合 3校時（10時30分）から始業
  - ・午前11時までに解除になった場合 5校時（12時55分）から始業（給食は中止）
  - ・午前11時現在，警報発表中の場合 臨時休業

**3 避難勧告・避難指示（緊急）が発令された場合**

- (1) 水害の避難勧告等について

本校の校区である学区に避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

**4 在校中に特別警報・暴風警報が発表された場合、もしくは避難勧告・避難指示（緊急）が発表された場合について**

直ちに臨時休校としたうえで、下校の安全が確認できるまでは学校に留め置くこととします。帰宅については、保護者への引き渡し帰宅とします。

**5 大雨警報，洪水警報等が発表された場合**

気象状況により、大雨警報，洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校ホームページで最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。